

第432回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年9月2日（金） 午前9時11分～午前10時7分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委員
	小 林 友 則 委員
	田 中 裕 美 子 委員
	濱 島 清 史 委員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委員
	倉 重 里 加 委員
	山 本 章 宏 委員
	横 山 崇 委員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委員
	奥 田 宏 委員
	坂 本 竜 生 委員
	中 村 眞 佐 子 委員

事 務 局

労働局長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃 金 室 長	上 田 竜 夫
室 長 補 佐	大 塚 智
監察監督官	有 田 臣

4 議 題

(1) 令和4年度山口県最低賃金の改正決定について

- ①山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- ②山口県最低賃金専門部会の廃止について
- ③山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- ④山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(2) その他

○室長補佐

大変お待たせいたしました。申し訳ございません。皆さん、本日はありがとうございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが7名の方からありましたことをご報告いたします。

それでは、全員おそろいになりましたので、濱島会長、どうぞよろしくお願いたします。

○会長

ただいまから、第432回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から、定足数についてご報告ください。

○室長補佐

ご報告いたします。

本日の審議会ですが、公益代表委員の通山委員、労働者代表委員の富田委員、使用者代表委員の嶋本委員がご欠席でございますが、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上又は公・労・使各3分の1以上の出席を満たしております。

つきましては、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくようお願いします。

それでは、議事に移ります。

議題（1）の①「山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

令和4年8月17日付けで答申をいただきました山口県最低賃金の改正決定について、異議申出の公示を行ったところ、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体から山口県最低賃金の改正決定の答申を不服とする異議申出がされておりましたので、最初に労働局長から審議会に意見を求める諮問をさせていただきます。

なお、異議申立の内容については、後ほど説明をいたします。

【会長に諮問文手交】

【各委員へ諮問文（写）を配付】

○会長

ただいま、異議の申出についての諮問をお受けいたしました。
事務局は、諮問文を読み上げてください。

○室長補佐

読み上げさせていただきます。

山口労発基0902第1号、令和4年9月2日、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史殿、山口労働局長名田裕。

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和4年8月29日付けをもって全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長三輪力也、同年8月30日付けをもって山口県高等学校教職員組合執行委員長石田高士、山口県自治体労働組合連合執行委員長中野敏彦、同年8月31日付けをもって山口県労働組合総連合議長中野敏彦、山口県労働組合総連合非正規部会部会長平島真木子、生協関連一般労働組合中四国執行委員長西崎直人、コープやまぐち労働組合執行委員長吉賀直紀、山口県教職員組合執行委員長富永健一、同年9月1日付けをもって山口県医療労働組合連合会委員長萩原秀樹から、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、異議の申出について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

提出をいただきました異議申出書につきましては、本日の資料No.1として添付しております。

まず、提出をされました団体名をご紹介します。

まず、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合、次に、山口県高等学校教職員組合、山口県自治体労働組合連合、山口県労働組合総連合及び同非正規部会、生協関連一般労働組合中四国、コープやまぐち労働組合、山口県教職員組合、山口県医療労働組合連合会です。

申出書につきましては、先日、各委員の皆様にお配りしましたところでございます。主な異議の内容を申し上げますと、

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合からは、まず、

- 1、最低賃金の1時間888円があまりにも低すぎる、最低賃金を時間額1,500円以上に引上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額1,072円に引上げること。
- 2、公益委員見解の「行政への要望」にもっと具体策を示し、強い表現にすること。との内容でした。

次に、山口県高等学校教職員組合からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した2022年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間888円」とすることには不服である。
- 2、今年度の山口県の最低賃金を時給1,500円、最低でも時給1,000円以上とされた

い。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。

- 3、最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性及び公平性を高めるために、専門部会を含め、全て審議の場について完全公開を求める。

との内容でした。

次に、山口県自治体労働組合連合からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、1時間888円とすることには不服であり、今年度の山口県の最低賃金を時給1,500円以上とされたい。
- 2、山口県最低賃金の改正決定について（答申）に、中小・零細企業への支援を政府機関に求める旨の内容を記載した附帯決議案等が盛り込まれなかったことは不服である。
- 3、審議会、専門部会の全ての会合・審議の場を完全に公開とされなかったことは不服である。

との内容でした。

次に、山口県労働組合総連合と山口県労働組合非正規部会からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審議会における目安額直近の31円の引上げとしたことについて。
- 2、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について1時間888円にとどめたことについて。
- 3、山口地方最低賃金審議会において、実質的な金額決定を審議する専門部会や意見決定の本審議会が公開されなかつたことについて。
- 4、山口地方最低賃金審議会から、行政への具体的な要望がないことについて。

以上が、異議の内容でした。

生協関連一般労働組合中四国からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より31円引上げ888円とすることは、中央の目安よりも1円上回っており一定評価するものの不服です。再審議を求めるものです。
- 2、審議会、専門部会における審議の場を完全に公開されなかつたことは不服です。一番肝心の金額審議こそ公開されるべきであり、会議の公開原則にのっとり完全公開を求めるものです。
- 3、山口地方最低賃金審議会から、行政への附帯決議がないことは不服です。行政への付帯決議を求めるものです。

との内容でした。

コープやまぐち労働組合からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、31円にとどまる引上げには不服です。コロナ禍だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- 2、地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申することを求めま

す。

- 3、審議会の専門部会を含む全ての審議の場、資料を完全公開とすることを求めます。
- 4、意見陳述の時間の拡大と、異議申出についての意見陳述の機会を設けることを求めますとの内容でした。

山口県教職員組合からは、

- 1、最低賃金額1時間888円は、昨年の857円から31円引上げられたとはいえ、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ最低賃金1時間1,000円以上への引上げを要求する。
- 2、地域間格差をなくす全国一律最低賃金制度創設や、最低賃金引上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充について、しっかり意見すべきである。
- 3、山口県最低賃金専門部会の場で、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。全ての会合・審議の傍聴を許可し公開とすべきである。

との内容でした。

山口県医療労働組合連合会からは、

- 1、最低生計費試算調査を取り組み、その結果から全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引上げるべきです。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度引上げ額を議論すべきです。
- 2、答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。地域に根づいた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

との内容でした。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

答申に係る異議申出について8団体からなされたところですが、共通的な意見として3点プラス1点あったと考えます。

- 1点目は、審議の透明性及び公平性を高めるため、全ての審議を公開にすること。
- 2点目は、全国一律最低賃金制度を導入すること。
- 3点目は、最低賃金の時間額888円は低額であり、最低賃金を1,500円、最低でも1,000円などに引上げること。

そして、4つ目として付帯決議等行政への要望を求める。

ということです。

以上になりますので、これらについて審議を進めていきたいと思っております。

最初に、会議の公開の件ですが、これは本審議会の決定事項であり、今年度も審議を行った上で、率直な意見交換が損なわれるとして、金額審議が行われる専門部会、審議会の一部において非公開としたところです。

次年度以降につきましても、その都度、委員の皆様と審議を行った上で、公開または非公開について決定していくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは次に、全国一律最低賃金制度に係る意見がございました。全国一律最低賃金制度については法制度に関することであり、当審議会として対応できるものではありませんので、事務局から本省へ伝えることとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

事務局はいかがでしょうか。

○賃金室長

本件を含め、委員の皆様から本省へ伝えるよう求められたご意見につきましては、事務局から本省へ伝えさせていただきたいと思っております。

○会長

それでは、最低賃金について8月17日答申の時間額888円より引上げるべきとの申出について、労使委員の意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○会長

それでは、使用者側、いかがでしょうか。

○阿野委員

金額の件についてですが、今回、目安額を上回る31円の引上げの答申をされたわけですが、これまでの審議経過も踏まえまして、先般の本審の際に、使用者側からは、3人の委員がそれぞれ意見を述べましたので、その繰り返しは申し上げません。

これまで常に使用者側としては主張をしてきましたが、最低賃金の決定は、法で定める3要素、すなわち労働者の生計費、労働者の賃金、使用者の賃金支払能力、この3要素を総合的に考慮して決定をするとされております。

にもかかわらず、今年度の中央最低賃金審議会の目安見解には、3要素を総合的に勘案することを原則としながらも、今年度は結果として、この3要素のうち特に労働者の生計費を重視した目安額としたと見解にございます。

山口県のこの専門部会審議や公益委員見解でも、最近の急激な消費者物価の上昇を踏まえた労働者の生計費を重視しての結果として31円引上げが答申をされました。

使用者側の主張が反映されなかったことは誠に残念ではありますが、主張は主張として、これまで多くの時間を費やして議論を重ねた上での31円引上げとの答申を出したこと、加えて、さらなる引上げとなりますと、3要素を総合的に勘案するという原則のこの限界を超えてしまうことになると。

以上の理由から、これ以上審議をしても進展はないと考え、金額についての改めての審議は必要ないというふうに考えます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それでは、そのほかの方々。

○横山委員

それでは、金額審議ということも含めまして、再審議の必要性について述べさせていただきます。

今回の金額の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会において目安額の提示が遅れる中、慎重に、そして丁寧に議論を重ねてきたところでございますが、労使の主張に隔たりがあるということで公益委員見解が示されております。

労働者側委員としましては、現在の山口県最低賃金水準が、労働者が最低限の生活を営むことができる水準には到底到達していないということで、今回提出されました異議申出にもあるように、水準としてはまだまだであると考えております。

加えて、急激な物価上昇に耐えられず、今も生活が困窮している最低賃金近傍で働く方々に対し、しっかりと報いるような最低賃金にすべきであると認識した上で、引上げに向けた主張をしてきたところでございます。

一方で、急激な金額の引上げは、山口県の中小零細企業に与える影響が大きいことについては、労働者側も理解をしているところでございます。段階的な引上げが現実的であると我々も主張をしてまいりました。

今回、公益委員から、「新型コロナウイルス感染状況、原材料費等の高騰による影響は予断を許さない状況にあるが、本地方審議会においては、労使の意見、目安を十分に参酌し総合的に勘案した結果、引上げ額31円を提示することとした」との見解が示され、採決に至ったものでございます。

我々としては、まだまだ水準が低く、さらなる金額の引上げが必要であると考えているところではございますが、1点目、新型コロナウイルス感染症の影響や、企業物価指数の上昇もあり、県内の中小企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること。

2点目、金額水準はまだまだ不十分ではあるものの、過去最高の引上げ額となった

こと。

3点目、金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえた上で、公労が今回の金額に賛成したこと。

4点目、これ以上審議を行っても前進が図られないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうことなどから、再審議の必要はないと考えております。

いずれにしても、山口県においては、いまだ隣県との地域間格差が存在し、まだまだ最低賃金の水準も満足できるものではありません。

よって、来年以降、その格差をしっかりと見極めた上で、まずはリビングウェッジ980円の早期到達、そして、誰もが1,000円の到達に向け、さらに引上げを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それと、公益委員から何か意見はございますか。

○赤穴委員

先ほど出ました公益委員見解の中で判断理由については述べておりますが、県内の現在の経済情勢等を総合的に勘案して金額を提示したものであり、公益委員としては、答申内容については妥当というふうに考えております。

○会長

ありがとうございます。

ただいま、労働者、使用者、公益委員各側からご意見をお伺いしました。

三者ともこれまでの意見ですね。公開・非公開に関しては今後、その都度委員の皆様と審議を行った上で決定していくと。

全国一律最低賃金に関しては、事務局から本省へ伝えていただくと。

888円ということに関しては、今、労使のそれぞれの委員の方々がご主張したとおりと並びに公益委員がされたとおりと、そして、付帯決議等行政への要望につきましては、公益委員会見解として答申をつけております。

以上を踏まえまして、答申に対する異議申出事項につきましては棄却するというようにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○阿野委員

ちょっと、先ほど会長が申された主に4つの論点、そのうち全てを公開せよということ、行政への要望の付帯決議の件についてちょっと意見を申し述べさせていただきます。

昨年この審議会で、労使双方からの要望を受けて、今年度から専門部会の報告書に公益委員見解と専門部会での審議経過報告、これが添付をされ、さらに、それがこ

の本審の審議会の会長から労働局長への答申書にも正式に添付をされたところであり
ます。

その件に関しては一定の前進があったものというふうに考え、同時に、専門部会長、
審議会会長のそうした対応を取っていただいたことについて感謝を申し上げるところ
でございます。

ただ、今、公開せよということに関係するわけですが、この件に関して残念で
あったと思うことが1点ございます。

前回8月17日の本審での答申後に、労働局から直ちにプレスリリースが行われまし
た。その資料には、当時のプレスリリース資料には、公益委員見解も専門部会審議経
過報告書も添付をされておりました。

一定時間が経過した後、既にその時点では一部のメディアは報道をしておいた後で
ございますが、そういう後に公益委員見解なり審議経過報告書は公表をされたという
ふうな状況であったと認識をしております。

審議会から答申を受理されました労働局長が、これは労働局のプレスリリースでご
ざいますので、どういう形、内容で公表をするかというのは、これは受理された労働
局長の裁量でございますから、当審議会として意見を言う立場にはないのかもしれま
せんが、もともと審議経過等を県民の皆様や関係者に広くオープンにするという趣旨
で答申書に添付をしたわけでございます。

昨年、労使双方から要望した際に、当時、労働局の基準部長さんからは、答申に添
付をするということになると公開資料になるが、それを承知の上での要望かと、こう
いうふうに念を押されました。まさに公表資料、公開資料とすべく要望をしたわけ
でございます。よって、公益委員見解と専門部会での審議経過報告は、答申書を構成す
る答申書の一部であると私どもは認識をしております。

そうした経緯、あるいは要望をした背景を踏まえれば、このたび答申書に添付をさ
れております公益委員見解と専門部会審議経過、これを労働局でプレスリリースを公
表される際に、2段ロケットといいましょうか、若干間を置いて追加公表をされたこ
とに関しては、何か意図的な狙い、思惑でもあるのかなと感じざるを得ないもので。

審議会としては、昨年、そういうことをやろうということで、今回こういう対応を
取ったわけですが、そうした審議会としての改革といいましょうか、改善にやや
水を差されたような、そういう残念な思いをしたことを意見として申し上げたいと思
います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

これに関していかがでしょうか。タイムラグが出たということになるとは思いますが、

今後、プレスリリースに関しては、こういった非常に疑念がまず起こらないように、
添付するものは添付するというふうにしていただければなと思っております。

○労働基準部長

来年度、善処いたします。

また、タイムラグにつきましては、事務的にお時間がかかりまして、特に意図はございません。翌日なるべく早い時間でホームページの方には載せたところでございまして、さらに善処したいと思います。

○会長

事務局側の作業も大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

(意見なし)

○会長

それでは、ただいま4点ほど検討をしまいましたが、ここまで十分審議が尽くされて、これ以上審議は、公示を延ばすことにもなりかねないなどということで、異議申出については棄却するということにいたしますが、よろしいでしょうか。

○奥田委員

ちょっと待ってください。

すみません。昨年、途中退席したのでよく状況が分からない部分があります。

異議の申出というのは、正確に言えば法律で担保されているわけですが、我々審議会から答申をしたら、それを労働局長さんが受けられて、決定をするのは労働局長さんなわけですから、それで、異議の申出も労働局長さんにされているわけです。

ですから、今日、意見を聞かれているわけですから、我々審議会が棄却ということを決めることはできませんので、例えば、それは棄却にすべきと思われるとか思うとか、そういう表現にしてもらえませんか。審議会で棄却するということは決定できませんので。

それをどう扱われるかは、後で労働局長さん、今日、私どもは意見を言って、総合的に考えてどう扱われるというのは、労働局長さんが勘案されて決定をされるわけですから、異議を棄却するという権限は審議会にないと思いますので、棄却すべきと思うとか何とか、そういうふうな表現にしてもらわないと、意見にはならないと思います。

○会長

例年、これはこういった手続きでやっているんですけども。

○奥田委員

いや、一応例年は分かりますけど、それを私、純粋に構成上、制度上考え方からおかしいと、我々審議会には異議が、せつかく労働者の側から異議が出ているのを、私たちが棄却する権限はないと申し上げているわけで。

私たちがそれに対して、要は、審議を受けて、先ほどからいろいろ議論をしていますが、それは再審議をしないとか、いろいろな形で、それは異議を考慮して、再審議をしたりする必要はないと考えているから棄却すべきという判断なら分かるんですけど、棄却するというふうな決定権はないので、棄却するって、本当に賛成ですかと言われたら手の挙げようがないんですけど。

○会長

おっしゃることは分かる気がするのですが、棄却することではなくて、棄却すべきということでしたと思います。

○奥田委員

はい。

○会長

それでは、答申文の作成に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【答申文案作成】

○会長

それでは、事務局の方は答申文案を各委員に配布してください。

【答申文案を各委員に配布】

○会長

事務局は答申文案を読み上げてください。

○室長補佐

令和4年9月2日。山口労働局長名田裕殿。山口地方最低賃金審議会会長濱島清史。

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年9月2日貴職から、8月17日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申出については、棄却することが妥当である。

○会長

ありがとうございました。先ほど出されたご意見を踏まえるかというのがあるんで

すが、ちょっとお聞きしたいと思います。慣例に基づきまして、まず労働者側からご意見いかがでしょうか。いいですか。

(意見なし)

○会長

使用者側、これでよろしいでしょうか。

○奥田委員

いいです。妥当であるという判断であればいいと思います。

○会長

若しくは、棄却するべきであるとしたほうがいい。

○奥田委員

いえ、どちらでもいいです。棄却するというふうな表現ではおかしいから、だから、申しわけないけど、会長さんが棄却することについてよろしいかって言われたから、意見を申したわけで、この文案なら異議はありません。

○会長

それでは、事務局は答申文の用意をお願いします。

○会長

それでは、局長に答申することとします。

【会長が局長に答申文を手交】

○会長

よろしくをお願いします。ご審議ありがとうございました。
それでは、各委員へ答申文（写）を配付してください。

【答申文（写）を各委員に配付】

○会長

ただいま答申をいたしました事務局から今後の事務手続きについて説明をしてください。

○室長

ただいま局長が答申を受けました。今後は9月13日に官報に公示されることになり、その30日後の10月13日に山口県最低賃金額として発効となりますことを報告いたしま

す。

以上です。

○会長

次に、議題（1）の②「山口県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただいまをもってその任務を終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規程により、「その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止する」に基づきまして、当専門部会を廃止することにしたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長

それでは、令和4年度山口県最低賃金専門部会を廃止することに決定いたします。

次に、議題（1）の③「山口県特定最低賃金専門部会にかかる最低賃金審議会令第6条第5項の説明について」お諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができる」という規程ですが、4業種の特定最低賃金専門部会へのこの適用について審議をお願いいたします。

昨年を含め、例年の取り扱いとしましては、第6条第5項を適用することを決定しており、金額審議において専門部会で全会一致の場合は本審にかけないということとされています。本年も各専門部会で反対がなければ昨年と同じ扱いとしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長

それでは、異議がありませんので、4業種の専門部会において、金額審議が全会一致の場合は審議会令第6条第5項を適用することといたします。

全会一致でなかった専門部会があった場合は本審の開催が必要となるため、事務局の方で昨日お示しいただいた日程にもございますように、改めて本審又は異議審を開催し、この中で審議をしていただきますので、本審の委員の皆様はあらかじめご承知おき願います。

それでは、議題（1）の④「山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続きについて」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○室長

それでは、説明いたします。

先ほど廃止しました「山口県最低賃金専門部会」のように、特定最低賃金の専門部会においても、その任務を終了したときは本審の決議により、廃止を行うことになり

ますが、特定最低賃金専門部会においては、その後の本審を開催しないことがあります。

このため、審議会令第6条第7項により事前の本審の議決を得ていれば、異議申出がなかった場合に改めて審議会を開催しなくても、専門部会を廃止することが可能となります。

つきましては、特定最低賃金専門部会における異議の申出がなければ、「異議申出期間満了の翌日をもって4業種の各専門部会を廃止する」という議決をあらかじめいただきたいと考えております。

ちなみに、昨年度までは、あらかじめ専門部会を廃止することについて議決をいただいております。

どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長

ただいま事務局から説明がありました件について、ご異議ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは、異議がありませんでしたので、4業種の専門部会については、各専門部会に係る答申を行った日以降に異議の申出がなかった場合は、当該異議申出期間満了の翌日をもって専門部会を廃止することとします。

つづいて、議題(2)「その他」に入ります。何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長

事務局から何かありますか。

○室長

3点ほどございます。

1点目についてですが、特定最低賃金の専門部会委員名簿について資料No.2として配付しておりますので、お目通しの方をよろしく願いいたします。

それで、2点目は特定最低賃金の発効日についてですが、例年本県では12月15日が特定最低賃金の統一発効日となっております。本年度も同様とした場合、4業種の答申の期日は10月14日(金)、異議申出の期日が10月31日(月)までとなっております。

また、特定最低賃金の専門部会の日程等についてですが、昨日メールで通知させていただきましたところ。本日は机上に配付させていただいております。

それから、前に、「もしも、その専門部会で全会一致でない場合には本審や異議審が開催される可能性があります」と言及いたしましたが、その部分も日程表の1番下のところ、本審10月14日(金)13時、異議審11月4日(金)10時ということで、あく

までも全会一致でなかった専門部会があった場合に、この開催の可能性があるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

あと、3点目については、「業務改善助成金について」でございます。

中小事業者に対する賃上げがしやすい環境整備を求める意見というのは本審議会でもいただいているところですが、先般、当該助成金を本年9月1日から拡充することについて厚生労働省がプレス発表を行ったところでございます。

今回拡充された部分は原材料費等の高騰の影響を受けている事業者についても当該助成金が受けやすくなった点と最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられた点でございます。

詳しくは資料No.3を付けておりますので、これをご覧になっていただければと思います。

また、この拡充された内容につきましては、周知をしっかりと行ってまいりたいなど思っているところでございます。

また、関係団体の皆様には当局から来週以降、具体的な説明と周知の依頼のために訪問をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ただいまの事務局からの説明にご質問等ございませんか。

(意見・質問等なし)

○会長

それでは、お疲れさまでした。これもちまして、第432回山口地方最低賃金審議会を終了いたします。ありがとうございました。